

# 愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県** 

令和3年4月20日火曜日 第199号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定(2件)			(健康増進課) 677
落札者等の告示			(会計課)678
土地改良区の定款変更の認可			(東予地方局農村整備課) 678
土地改良区役員の就退任の届出(7件)			(中予地方局農村整備第一課) 678
土地改良区連合役員の就退任の届出			
土地改良区連合の定款変更の認可			( " ) 681
道路の区域変更(県道久万中山線)			(南予地方局大洲土木事務所) 681
	公	告	
製菓衛生師試験の施行			(薬務衛生課) 681
	教育委員	会告示	
愛媛県指定天然記念物の指定の一部解除			(文化財保護課) 682
	労働委員	会告示	
労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定			(労働委員会事務局)682

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

#### ○愛媛県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	P	聞 設 者		担当しようとする	指定年月日
1 1	川 住 地	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	拍走千月口
コスモス薬局東店	四国中央市金生町山田井 1224番地 2	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局川之江店	四国中央市妻鳥町435 - 1	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局駅前店	新居浜市坂井町一丁目 7 番 1 号	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局山田井店	四国中央市金生町山田井 乙17 - 4	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局中曽根店	四国中央市中曽根町1678 番8号	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局中央店	四国中央市川之江町2980 - 1	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
コスモス薬局	四国中央市下柏町678 - 1	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
あおぞら薬局	新居浜市南小松原町13番 35号	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
そよかぜ薬局	新居浜市中萩町1番地37 生活協同組合コープえ ひめコープ中萩内	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日
アップル薬局	新居浜市坂井町3丁目6番28号	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二 丁目 2 番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和3年 3月1日

レデイ薬局椿店	松山市古川南一丁目 8番 30号	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目 3番 37号	代表取締役 白 石 明 生	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
コスモ薬局小坂店	松山市小坂四丁目 7 番15 号 1 階	有限会社コスモフィール ド	松山市小坂町四丁目10番 15号	代表取締役 宇 田 雅 実	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
チェリー薬局労災前店	新居浜市南小松原町13 - 35	株式会社チェリー薬局	松山市保免西 1 丁目11 - 24	代表取締役 渡 辺 愼一郎	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
ひのき調剤薬局	八幡浜市桧谷1028 - 1	株式会社アポリード	八幡浜市大平 1 番耕地77 4番地 5	代表取締役 井 上 貴 博	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
薬寿調剤薬局	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地42番 1	株式会社アポリード	八幡浜市大平 1 番耕地77 4番地 5	代表取締役 井 上 貴 博	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
薬寿マリン薬局	八幡浜市大平 1 番耕地77 4番地 5	株式会社アポリード	八幡浜市大平 1 番耕地77 4番地 5	代表取締役 井 上 貴 博	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
かもめ調剤薬局	八幡浜市昭和通1510番地 164	株式会社アポリード	八幡浜市大平 1 番耕地77 4番地 5	代表取締役 井 上 貴 博	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
トミオカ薬局	西条市大町102番地 1	株式会社トミオカ	西条市大町102番地 1	代表取締役 谷 村 和 生	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
マック大町調剤薬局	西条市大町454番地 1	株式会社大屋	西条市西田甲590番地 2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
マック畑寺調剤薬局	松山市畑寺 4 丁目13番19 号	株式会社大屋	西条市西田甲590番地 2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日
松山中央薬局	松山市久万ノ台230番地 1	愛ファーマシー株式会社	宇和島市本町追手二丁目 2番22号	代表取締役 三 原 謙 一	精神通院医療(薬 局)	令和3年 4月1日

#### ○愛媛県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指定訪問看護事業者等		訪問看護ス	ステーション	担当しようとする	<b>北</b> 安年日日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	医療の種類	指定年月日
一般社団法人晋緑会	松山市石手四丁目10番44 号	代表理事名 越一高	訪問看護ステーションえ ひめ地球号!	松山市石手四丁目10番44 号	精神通院医療	令和3年 4月1日
公益財団法人日本訪問 <sup>2</sup> 護財団	東京都渋谷区神宮前5- 8-2 日本看護協会ビ ル5階	理事長 清 水 嘉与子	訪問看護ステーションひ なたぼっこ	松山市平井町甲3250番地 5	精神通院医療	令和3年 4月1日

## ○愛媛県告示第512号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油(免税・JIS K2204 2号) 100リットル当たりの単価	愛媛県出納局会計 課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和3年3月22日	藤村石油株式会社 愛媛県松山市中央一丁 目2番23号	8 ළ90円	一般競争入札	令和3年2月2日

# ○愛媛県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 新居浜市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月20日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

#### ○愛媛県告示第514号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏	;		名	住	所
理事	清	水		透	東温市志津川675番地	
,,	l _	橋	īF	昭	東温市志津川1710番地 2	

"	伊	藤	正	夫	東温市志津川1822番地
"	武	智	昭	_	東温市志津川692番地
"	和	田		泰	東温市西岡183番地
"	横	田	周	Ξ	東温市西岡453番地 2
"	岡	本	久	博	東温市西岡950番地 3
"	和	田	正	行	東温市西岡1405番地 1
監事	河	原	佳	子	東温市志津川1824番地 3
"	丹生	E谷		悟	東温市西岡874番地

#### 退任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	和田	隆茂	東温市西岡433番地 1
"	松下	俊 二	東温市西岡66番地
"	竹内	俊 式	東温市西岡260番地
"	若林	充 孝	東温市西岡1399番地
"	清水	透	東温市志津川675番地
"	岩川	保	東温市志津川596番地 2
"	髙須賀	功	東温市志津川630番地
"	- 橋	正昭	東温市志津川1710番地 2
監事	野村	康夫	東温市西岡925番地
"	佐 伯	久 恵	松山市南町2丁目6-2

#### ○愛媛県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

## 就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	高須	質		功	東温市志津川630番地	
"	武	智	昭	_	東温市志津川692番地	
"	山	内	睦	久	東温市志津川南4丁目8-	18
"	河	合		清	東温市志津川1856番地 3	
"	水	田	治	徳	東温市志津川1456番地	
"	伊	藤	正	夫	東温市志津川1822番地	
"	大	野	裕	子	東温市志津川1510番地	
"	白	戸	栄	夫	東温市志津川67番地 2	
"	渡	部	正	典	東温市志津川136番地	
"	清	水		透	東温市志津川675番地	
"	和	田	嘉	兼	東温市志津川1422番地 1	
"	_	橋	正	昭	東温市志津川1710番地 2	
"	井	上	大	輔	東温市志津川1792番地	
監事	河	原	佳	子	東温市志津川1824番地3	
"	清	水		護	東温市志津川1432番地	

### 退任

役員の種類	氏 名		住 所	
理事	清水	透	東温市志津川675番地	
"	岩川	保	東温市志津川596番地 2	

i i					Ī
"	友	近	泰	教	東温市志津川57番地 1
"	髙ź	頁賀		功	東温市志津川630番地
"	髙	塚	澄	江	東温市志津川638番地 1
"	池	Ш	雅	清	東温市志津川1429番地
"	大	野	裕	子	東温市志津川1510番地
"	池	Ш	久美	美子	東温市志津川887番地1
"	宮	田	久	典	東温市志津川1635番地
"	_	橋	正	昭	東温市志津川1710番地 2
"	朝	倉	光	浩	東温市志津川1721番地 2
"	伊	藤	孝	_	東温市志津川1758番地 1
"	寺	澤	房	和	東温市志津川113番地
監事	清	水	治	久	東温市志津川1432番地
"	佐	伯	久	恵	松山市南町2丁目6-2
					·

## ○愛媛県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	和田	泰	東温市西岡183番地
"	横田	周二	東温市西岡453番地 2
"	宮本	正	東温市西岡765番地
"	岡本	久 博	東温市西岡950番地 3
"	和田	一馬	東温市西岡124番地
"	丹生谷	則篤	東温市西岡130番地
"	山内	正 行	東温市西岡427番地
"	和田	正 行	東温市西岡1405番地1
監事	丹生谷	悟	東温市西岡874番地
"	伊賀	悌 二	東温市西岡1011番地 4

# 退任

役員の種類	氏	名	住所				
理事	和田	隆茂	東温市西岡433番地 1				
"	松下	俊 二	東温市西岡66番地				
"	若林	充 孝	東温市西岡1399番地				
"	伊賀隆		東温市西岡240番地 3				
"	竹内俊式		東温市西岡260番地				
"	山内	忠志	東温市西岡695番地				
"	岡本	幸博	東温市西岡787番地				
"	北岡保史		東温市西岡748番地 3				
監事	野村康夫		東温市西岡925番地				
"	岡本	壽摩雄	東温市西岡797番地				

#### ○愛媛県告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 東温市牛渕上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退 任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏	名	住	所	
理事	山内	孝 二	東温市牛渕585番地		
"	大 北	忠則	東温市牛渕1272番地 3		
"	大 北	俊 則	東温市牛渕1531番地 5		
"	平	正志	東温市牛渕1451番地		
"	村上	浩 三	東温市牛渕1446番地		
"	大 西	俊 則	東温市牛渕1274番地 1		
"	村上	周 治	東温市牛渕1697番地 2		
"	大 北	守 紀	東温市牛渕1404番地		
"	大 西	良 也	東温市牛渕763番地 2		
"	朝比奈	陽	東温市牛渕1166番地 3		
監事	大 北 英 明		東温市牛渕1300番地 1		
"	葛原	誠	東温市牛渕388番地 1		

退任

役員の種類	氏		名	住	所
理事	井『	] 孝	徳	東温市牛渕665番地	
"	大は	比 忠	則	東温市牛渕1272番地 3	
"	朝比系	₹ 正	之	東温市牛渕1165番地	
"	大は	と 守	紀	東温市牛渕1404番地	
"	村」	=	力	東温市牛渕1697番地 2	
"	大西	6 俊	則	東温市牛渕1274番地 1	
"	由 #	‡ 雄	Ξ	東温市牛渕1555番地	
"	村」	浩	Ξ	東温市牛渕1446番地	
	大西	良	也	東温市牛渕763番地 2	
監事	大は	t IE	明	東温市牛渕1502番地	
"	大 ‡	上英	明	東温市牛渕1300番地 1	

#### ○愛媛県告示第518号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏			名	住	所	
理事	髙	見	和	政	東温市北野田230番地		
"	牧		隆	司	東温市北野田791番地		
"	野	П	浩	Ξ	東温市北野田152番地		
"	髙 見 淳		淳	東温市北野田137番地			
"	安	安井清秀		秀	東温市北野田332番地		
"	牧		秀	宣	東温市北野田827番地 1		
"	武	智		南	東温市北野田1224番地		
"	相	原	宏	徳	東温市北野田652番地		
監事	牧		正	人	東温市北野田788番地		
"	安	安井重幸		幸	東温市北野田300番地 1		
"	相	原	重	鎮	東温市北野田147番地		

退任

役員の種類	氏 名		名	住	所		
理事	髙	見	和	政	東温市北野田230番地		
"	牧		隆	司	東温市北野田791番地		
"	野口浩二		=	東温市北野田152番地			
"	髙 見 淳		淳	東温市北野田137番地			
"	安	井	清秀		東温市北野田332番地		
"	牧	牧 秀宣		宣	東温市北野田827番地 1		
"	武	智		南	東温市北野田1224番地		
"	相	原	宏	徳	東温市北野田652番地		
監事	明	明賀英樹		樹	東温市北野田117番地		
"	牧		正	人	東温市北野田788番地		

#### ○愛媛県告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	池	Ш	秀	敏	東温市則之内乙2575番地 2	
"	神	野	栄	良	東温市則之内乙1652番地	
"	田	井	和	美	東温市則之内乙1375番地	
"	// 八 木		慎	也	東温市則之内乙2263番地	
"	佐 伯 辰 美		美	東温市則之内乙2042番地 1		
"	酒	井	哲	雄	東温市則之内乙1589番地	
"	Щ	内		清	東温市則之内乙1632番地	
"	佐 伯 裕		裕	東温市則之内乙2659番地 1		
監事	白 戸 宏 一		_	東温市則之内乙2603番地		
"	田	井	秀	-	東温市則之内乙1305番地	

退任

役員の種類	氏		名		住	所		
理事	池	Ш	秀敏		東温市則之内乙2575番地 2			
"	白	戸		宏	東温市則之内乙1710番地			
"	白 戸 利 彦		彦	東温市則之内乙2607番地				
"	八木慎也		也	東温市則之内乙2263番地				
"	佐伯辰美		美	東温市則之内乙2042番地 1				
"	田	井		聡	東温市則之内乙1370番地			
"	白	戸		等	東温市則之内乙1625番地 3			
"	田	井	良	子	東温市則之内乙1385番地			
監事	白 戸 宏 一		_	東温市則之内乙2603番地				
"	白	戸	暉	男	   東温市則之内乙1654番地 1			

# ○愛媛県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し

た旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏	名	住 所		
理事	束 村	雅則	東温市南野田271番地		
"	坂 本	武義	東温市南野田283番地		
"	明賀	功	東温市南野田538番地 3		
"	明賀	勝秀	東温市南野田262番地		
"	宮崎	邦 二	東温市南野田84番地 2		
"	束 村	真 樹	東温市南野田229番地 1		
"	池田	豊彦	東温市南野田478番地 2		
"	東	喜志雄	東温市南野田596番地 2		
監事	桐野彰紀		東温市南野田644番地		
"	武市	圭 佑	東温市南野田116番地 3		

退任

役員の種類	氏		名		住 所	
理事	束	村	雅	則	東温市南野田271番地	
"	坂	本	武	義	東温市南野田283番地	
"	明	賀		功	東温市南野田538番地 3	
"	" 八塚		英	=	東温市南野田589番地	
"	高橋晃治		治	東温市南野田109番地 1		
"	束	村	良	正	東温市南野田168番地	
"	明	賀	勝	秀	東温市南野田262番地	
"	友 近		弘	志	東温市南野田607番地 2	
監事	監 事 末 光		眞	人	東温市南野田307番地	
"	桐	野	彰	紀	東温市南野田644番地	

## ○愛媛県告示第521号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所		
理事	清 水 透	東温市志津川675番地		
"	渡 部 正 典	東温市志津川136番地		
"	和 田 泰	東温市西岡183番地		
監事	丹生谷 悟	東温市西岡874番地		

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事 "" "監事	清水田松岩川	透 隆 茂 俊 二 保	東温市志津川675番地 東温市西岡433番地 1 東温市西岡66番地 東温市志津川596番地 2	

### ○愛媛県告示第522号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同 法第30条第2項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変 更を認可した。

令和3年4月20日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

# ○愛媛県告示第523号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	X	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
<b>国</b> 诺	万万山地	喜多郡内子町中川2792番 1 から	旧	メートル 45~112	キロメートル 0.179		
県 道 久万中山線	同町中川2808番1まで		新	7 8~16 .4	0 .181		

公 告

#### 〇公 告

#### 製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による令和3年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和3年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和3年7月1日(木)13時00分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

令和3年5月24日(月)から6月4日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者 については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

#### 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第6号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定天然記念物の指定の一部を解除する。

令和3年4月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

#### 指定を解除する天然記念物

名 称	所	在	地	指定を解除する区域	参考
宇和海特殊海中資源群	宇和島市愛南町			愛南町の区域のうち、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された中浦、深浦、柏崎、西浦、福浦、船越、網代、魚神山、油袋、家串、平碆、御荘(平山、銭坪及び室手の各地区)、成川、赤水、高畑(高畑及び猿越の各地区)、左右水、猿鳴、武者泊及び中玉の各漁港の水域(次の図書に示す部分)	昭和40年4月2日指定

次の図書は省略し、その図書を愛媛県教育委員会並びに宇和島市教育委員会及び愛南町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

## 労働委員会告示

#### ○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年 法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職 員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合 法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を令 和3年4月9日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成27年4月愛媛県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

令和3年4月20日

#### 愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤	務	筃	所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本			局	局長、課長、技幹、課長補佐、主幹、専門員(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事(人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。)、同財務グルーブ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事(予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)
管	理事	■ 務	所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県	立	病	院	院長、事務局長、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹(人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。)、 総務課長、看護部長

令和 3 年 4 月20日 発行 682